

議案第45号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条から第9条まで 略			第1条から第9条まで 略		
別表第1から別表第6まで 略			別表第1から別表第6まで 略		
別表第7（第2条関係） その他の手数料			別表第7（第2条関係） その他の手数料		
事務の名称		金額	事務の名称		金額
略			略		
戸籍の附票の写しの交付	略		戸籍の附票の写しの交付	略	
<u>通知カードの再交付</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再交付</u>	<u>1枚につき500円</u>			

個人番号カード の再交付	番号法第2条第7項に規定 する個人番号カードの再交 付	略	個人番号カード の再交付	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成 25年法律第27号）第2条第 7項に規定する個人番号 カードの再交付	略
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。